

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

令和8年2月6日

秋田市長 沼 谷 純

1 入札に付する事項

(1) 委託名

自然科学学習館展示物等保守点検業務委託

(2) 仕様書

別紙のとおり

(3) 履行場所

別紙仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和8年4月1日（水）から令和13年3月31日（月）まで

(5) 次のすべてを満たすことを入札参加要件とする。

ア 市税に滞納がある者ではないこと。

イ 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

エ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

(6) 入札参加申し込み

ア 受付期間 令和8年2月6日（金）から同年2月19日（木）17時まで
(必着)

イ 申込方法 郵送

ウ 宛先 〒010-8506 秋田市東通仲町4番1号

秋田市民交流プラザ5階 自然科学学習館

(封筒貼付宛先をダウンロードし、使用のこと)

(7) 入札

ア 日 時 令和8年3月13日（金）午前10時

イ 場 所 秋田市東通仲町4番1号

秋田市民交流プラザ5階 自然科学学習館

ウ 入札保証金 入札金額の5／100以上（1円未満切上）

ただし、秋田市財務規則第109条第1号および第2号の規定（※1）のいずれかに該当する場合は入札保証金が免除される。

納付方法および免除手続きなどについては、別途「入札保証金の取扱いに係る説明書」を参照すること。

※1 第1号：入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札補償

保険契約を締結したとき。

第2号：入札参加者が過去2年間に市、国(特殊法人等を含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有するものであり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

エ 入札方法 入札は郵送入札、事後審査方式による。

ただし、開札後に入札参加資格の審査を行い落札者を決定するため、最低価格入札者であっても、落札者とならない場合がある。

(8) 契約日 令和8年3月19日（木）（予定）

2 入札参加申し込みについて

(1) 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 暴力団排除に関する誓約書（様式2）

ウ 納税証明書

（ア）秋田市に納めた法人市民税（個人営業の者は、個人市民税）

（イ）秋田市に納めた固定資産税

・いずれも直近の年度のもの

・入札参加申込日前3か月以内に発行されたもの（写し可）

・各納付書の写しでも可

・個人営業の者で個人市民税が非課税の場合は、非課税証明書

・固定資産税が非課税の場合は、資産なし証明書

（ウ）（ア）・（イ）について下記URLからダウンロードして申請すること

市民税課関係申請書ダウンロード

<https://www.city.akita.lg.jp/eservice/shinseisho/1012738/1012057.html>

資産税課関係申請書ダウンロード

<https://www.city.akita.lg.jp/eservice/shinseisho/1012738/1012093.html>

エ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

※提出期日から3か月以内に発行されたもの（写し可）

【オ・カは必要に応じて提出すること】

オ 業務受注状況調（様式3）

提出期日現在までの業務受注状況（過去2年間）。業務委託の契約書又は内容の分かる書類の写しを1部を添付すること。

カ 入札保証金免除申請書（様式①）

入札保証金の免除規定に該当し、免除を希望する場合のみ提出すること。

3 入札について

- (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格としますので、消費税及び地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定します。最低制限価格より低い入札をした者については落札者としないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (4) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できる。
- (5) 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退できないものとする。
- (6) 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任場を提出すること。なお、入札書には代理人の印をおすこと。
- (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項ただし書の規定により、調査を実施し、落札業者を決定する場合がある。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知する。
- (2) 資格審査の結果により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。
- (3) 上記(1)および(2)の通知については、令和8年3月5日（木）以降に電子メールで送付する。

5 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先

秋田市教育委員会自然科学学習館（電話887-5330）